

# 厚木市子ども育成条例の一部改正の骨子（案）に対する パブリックコメントの実施結果について

## 1 意見募集期間

令和7年11月4日（火曜日）から令和7年12月4日（木曜日）まで

## 2 意見の件数等

- |                |     |
|----------------|-----|
| (1) 意見をいただいた人数 | 10人 |
| (2) 意見の件数      | 15件 |
| (3) 案に反映した意見の数 | 0件  |

## 3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
<b>1 条例改正について</b>			
1	子どもを、こどもの表記に 変えること、とてもいいと思 います。	いただいた御意見に基づき、今後 につきましても、こどもまんなか社 会の実現に向け、様々な取組を展開 してまいります。	
2	厚木市子ども育成条例の一 部改正に賛成します。		
3	法令に関する内容はよく分 かりませんが、すべての子ど もたちが安心して健康に過ご せる街になって欲しいと思 います。		
4	いいと思う。		
<b>2 その他こども施策について</b>			
5	健康で健やかに育てられる 様に道徳教育、思い遣る気持 ちの育成教育を充実して頂き たく思います	今後もこどもたちの心身の健やか な成長のために、子育て環境の充実 に努めてまいります。	

6	<p>第1子から保育料が無償になると嬉しい。子育て中は、おむつ支援がとても有難かった。保育料の3.4万円が無償になるだけでも生活は大きく変わる。</p>	<p>保育所等を利用しているきょうだいがいる場合、年齢が上のこどもから順に数え、2人目は半額、3人目以降は無償化されております。</p> <p>なお、年収360万円未満相当の世帯につきましては、第1子から無償化されております。</p> <p>第1子からの保育料無償化につきましては、本市全体の子育て施策や他の助成制度とのバランスを考慮する必要がありますので、国や県の動向を注視しつつ、研究してまいります。</p>	
7	<p>幼稚園の無償化を検討してください。</p>	<p>幼稚園につきましては、国の法律により、全ての子どもの利用料について、国、県、市が補助することで、25,700円を上限に無償化されておりますが、市内の幼稚園は全て私立の幼稚園であるため、各園の特色・サービスに応じた実費を徴収しております。</p> <p>国においては、上限額の変更等の情報はありませんが、国や県の動向を注視してまいります。</p>	
8	<p>子どもの遊ぶ屋内施設を増やして欲しい。夏は外で遊べず、公園が増えても遊べない。</p>	<p>屋内施設といたしましては、子育て支援センターや市内38箇所に設置した児童館がございます。</p> <p>子育て支援センターでは、未就学児とその保護者を対象に、子どもを遊ばせながら子育て相談ができる全天候型の子育てサロンを設けており、現在、遊びや体験から学びにつなげる機会を提供できるよう、リニューアルに向けて基本計画の策定を進めております。</p>	

9	おむつ支給を3歳まで伸ばしてほしい。	<p>本市では、子育て世帯を応援するため、こどもを養育している世帯に対し、第1子、第2子は最長12か月分、第3子以降は2歳になる誕生月まで、紙おむつ等を自宅へお届けしております。</p> <p>支給期間の延長については、本市全体の子育て施策や他の助成制度とのバランスを考慮する必要がありますので、今後研究してまいります。</p>	
10	流行しているインフルやコロナ予防接種の助成金はもっと増やしてほしい。	<p>本市では、これまで生後6か月から小学生までのお子さんにインフルエンザ費用の一部を助成していましたが、令和6年度から高校3年生相当までに対象者を拡大しております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症予防接種の助成は、こどもを対象とはしておりません。</p> <p>助成金の増額や対象範囲の拡大については、本市全体の施策や他の助成制度とのバランスを考慮する必要があり、予防接種については、その効果も検証する必要がありますので、今後研究してまいります。</p>	
11	住宅購入費や家賃の補助金を作ってほしい。	<p>本市では、市外から転入する子育て中の若年世帯又は市内に居住している子育て中の若年世帯が、市内で新たに住宅を取得する場合、住宅取得費用の一部を補助しております。</p> <p>家賃補助についての要望は、所管の部署に情報共有いたします。</p>	

12	物価上昇に伴い、こども用品に使えるクーポンみたいものがほしい。	<p>本市では、子育て家庭が安心して暮らせる環境を整えるため、多岐にわたる市独自の施策を充実させております。</p> <p>今後につきましても、引き続き、関係機関等との連携を図りながら、こども用品に使えるクーポン等の物価高対策については、本市全体の施策や他の助成制度とのバランスを考慮する必要がありますので、今後研究してまいります。</p>	
13	中学校の部活を無くさないでほしい。	<p>現在、少子化に伴う生徒数の減少により、部活動の維持が難しい状況となっております。将来にわたって生徒の皆さんのが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するために、部活動の地域での展開について、地域全体で仕組みを構築していくことが重要と考えております。今後も、地域と連携しながら、部活動の存続や充実を図るための取組を進めてまいります。</p>	
14	高校受験は公立で第1第2希望と2校選択可能にして、チャレンジも出来るようなシステムを考えてほしい。	<p>高校受験の方法については、毎年、神奈川県教育委員会が決定しております。</p>	

15	<p>親が子どもを放置して死亡させた事件の様な事が二度と起こさない様に幼稚園、保育園、小中学校、高校に通っていない若しくは、少ししか通っていない子どもや先生から問題を抱えている子どもを漏れなく毎月把握する事。その最新情報を自治体、警察で毎月共有する事。先生若しくは、然るべき方が該当する問題を抱えた保護者、子どもと直接会って状況を確認し自治体に報告する事。その上でさぼらず、自分事と捉えて子どもの生命を守る事。</p>	<p>本市では、要保護児童等の早期発見及び保護や支援のため、関連部署が連携を図り、情報共有に努めています。</p>	
----	---	---	--

#### 4 お問合せ先

- (1) 担当課名 こども育成課
- (2) 連絡先 046-225-2262

#### 5 結果公開日

令和7年12月26日 公開

# 厚木市子ども育成条例の一部改正の骨子

## 1 目的

本市では、子どもの健やかな成長と、保護者が子育てに誇りと喜びを感じてもらえる環境づくりを進めるため、平成24年に「厚木市子ども育成条例」（以下「条例」という。）を制定し、多様な施策・サービスに取り組んできました。

条例制定から12年が経過する中、本市は県内でも有数の「子育てのまち」として認知されるようになりました。一方で、想定を上回る少子化の進行に加え、児童虐待の増加やヤングケアラーの顕在化など、自治体規模では対処しきれない複雑・複合化した課題が全国的に深刻となっていました。

国は、こうした課題に対処するため、令和4年に「こども基本法」（以下「法」という。）を制定し、子どもに関する取組や施策を社会の真ん中に据えて強力に進めていこうという大きな方針を打ち立てました。

本市においても、これに準じて一体的な取組を進めるのですが、法との整合性を図るため条例の一部を改正するものです。

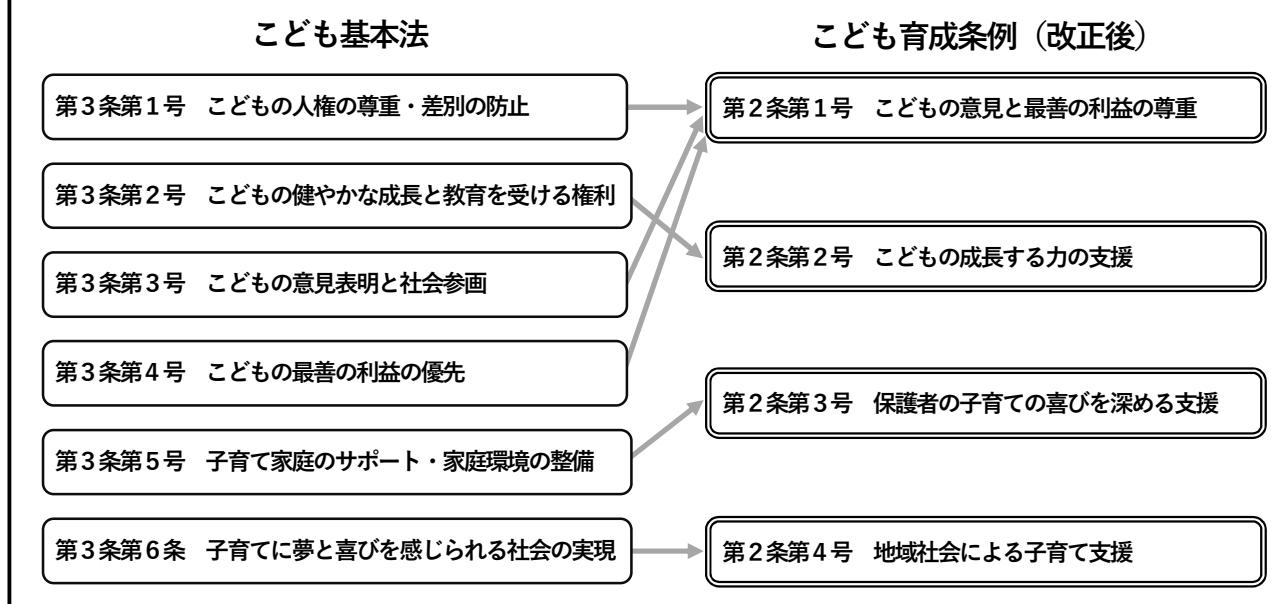
## 2 改正の考え方及び主な改正点

児童虐待や貧困といった社会的課題を背景に、法に子どもの権利保障に関する規定が設けられました。

条例においても、子どもの権利を守ることをより明確にするため、子どもの基本的人権の尊重について定めるなど、所要の措置を講じるものです。

- (1) 法では、心と身体の発達の過程にある者を平仮名で「こども」と定義し、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく、妊娠期を始めとするライフステージに応じて切れ目なく支援していくことを示しています。このことから、条例の題名を始め、条例中で用いる「子ども」の表記を平仮名に変更します。
- (2) 条例の基本理念は、法の趣旨を踏まえることとします。
- (3) 基本理念に、子どもの人権尊重並びに子どもの意見表明及びその尊重に関する項目を加えます。
- (4) 児童虐待、ヤングケアラー問題、子どもの貧困など、子どもを取り巻く様々な課題に対応しながら、本市の子育て環境の更なる充実を図る上では、市民が果たすべき役割は重要なことから、「市民の役割」を定める規定を新たに設けます。
- (5) 条例の基本理念に、子どもの意見表明の機会確保及びその意見を尊重する旨を加えることに伴い、子どもに関する計画等に子どもの意見を反映させることを担保するための規定を新たに設けます。
- (6) 子ども育成推進委員会の所掌事項を、「市が実施する子育て環境の充実を図るための施策の審議」とし、併せて、子ども・子育て支援法の規定に基づく合議制の機関を兼ねるものと再定義します。

## こども基本法とこども育成条例（改正後）の基本理念の主な対応関係



### 3 厚木市子ども育成条例の一部改正

項目	改正前	改正後
題名の変更	厚木市子ども育成条例	厚木市こども育成条例
子どもの表記	「子ども」	平仮名表記「こども」に変更します。 ※「子ども・子育て支援法」の表記は変更しません。
基本理念に法の趣旨を踏まえること	規定されていません。	「こども基本法」の趣旨を踏まえる旨を規定します。
基本理念	3項目	4項目に改め、子どもの人権尊重及び子どもの意見表明について規定します。
市民の役割	規定されていません。	市の施策に関心と理解を深め、協力するよう努めることを規定します。
子どもの意見の反映	規定されていません。	こどもにかかわる計画等の策定に当たって、子どもの意見を反映させるために必要な措置を講ずることを規定します。
子ども育成推進委員会	所掌事務について、整理します。	
その他	文言整理等の所要の措置を講じます。	

## **4 関係例規の整備**

- (1) 厚木市子ども育成推進委員会規則
  - ア 委員会名を「厚木市こども育成推進委員会」に改め、規則中「子ども」を平仮名表記に改めます。
  - イ 引用条項を改めます。
- (2) 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例  
「子ども育成推進委員会」を「こども育成推進委員会」に改めます。

## **5 施行日**

公布の日を予定しています。

## **6 条例改正のスケジュール**

令和7年9月	厚木市子ども育成推進委員会、意見交換会の開催
11月	パブリックコメントの実施
令和8年1月	例規審査会
2月	厚木市議会議案提案
3月	周知、改正条例公布・施行